

議案第56号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を引き上げる必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条の5中「61万円」を「63万円」に改める。

第14条の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第18条の2第1項及び第5項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第6項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。